

平成29年第9回平取町議会臨時会（開会 午前 9時30分）

議長

おはようございます。ただいまより平成29年第9回平取町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、11番千葉議員と1番松澤議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、本日、議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。10番、四戸議員。

10番
四戸議員

10番四戸です。本日招集されました第9回町議会臨時会の議会運営等につきましては、本日開催しました議会運営委員会において協議し、会期につきましては本日11月27日の1日間とすることで意見の一致をみておりますので、議長よりお諮りお願いいたします。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日、1日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より平成29年8月分及び9月分の出納検査の結果報告書が提出されましたので、その報告書の写しをお手元に配布しております。また、地方自治法第199条第1項の規定による学校監査の結果報告書が提出されましたので、その写しをお手元に配布しております。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、報告第1号専決処分報告についてを議題といたします。11ページであります。専決処分内容について説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第1号専決処分報告についてご説明いたしますので、議案書の11ページをご覧ください。平成29年度平取町一般会計補正予算について、専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものであります。議案13ページをお開き願います。平成29年度平取町一般会計補正予算第5号は、次に定めるところによるものであります。第1条、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ840万円を増額し、歳入歳出予算の総額を63億4725万3千円にしようとするものであります。第2項で、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。歳入歳出事項別明細の歳出から説明いたしますので、17ページをご覧ください。本年10月22日執行の衆議院議員

総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に関する経費であります。2款4項2目衆議院議員選挙費1節報酬は投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人、期日前投票管理者、期日前投票立会人のそれぞれの報酬、あわせて96万5千円、3節職員手当は、職員の時間外勤務手当などあわせて、334万7千円、7節賃金は、期日前投票所受付及び投票事務員等に支給する51万2千円、9節旅費は、投票箱送致立会人が開票所まで投票箱を運ぶための費用弁償及び期日前投票管理者及び立会人の費用弁償など13万1千円、11節需用費は、選挙事務に用いる投票入場券などの消耗品、当日の弁当代などの食料費、投票用紙分類集計機の点検整備料などの修繕料などあわせて88万5千円、12節役務費は、同じく投票入場券の郵送料などの通信運搬費、選挙啓発看板作成などの筆耕翻訳料など、あわせて43万3千円、13節委託料は、選挙公報配布業務委託料、ポスター掲示板設置業務委託料、期日前投票電算システム改修業務委託料、あわせて76万3千円、14節使用料及び賃借料は、ポスター掲示板借上料23万8千円、18節備品購入費は、投票用紙係数機などの選挙用備品購入費104万7千円、19節負担金補助及び交付金は、北海道市町村総合事務組合負担金で7万9千円、2目合計840万円であります。歳出は以上です。次に、歳入について、16ページをご覧ください。14款3項1目総務費国庫委託金3節選挙費委託金、金額840万円で、歳出の全額を国からの衆議院議員選挙委託金で賄ったものであります。この予算補正は、10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査について、9月25日、総理大臣の解散表明直後の9月28日に衆議院が解散されたことにより、緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、9月28日に町長による専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により、その後にかかれた直近の議会である本臨時会において、これを報告し、承認を求めようとするものであります。以上、報告第1号専決処分報告について、ご説明申し上げましたので、ご承認くださるようお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。11番千葉議員。

11番
千葉議員

11番千葉です。17ページの18節の備品購入費のことでお伺いしたいと思います。これは国庫委託金ということで直接的な我が町の支出というのはいませんが、前にいつの選挙だったかちょっと記憶が忘れたんですけども、投票用紙の集計する計数機、購入したような記憶がちょっとあるんですけども、今回も計数機の購入ほかとなっているんですけども、その内訳についてご説明詳細ちょっといただければありがたいと思っておりますけど、よろしくお願ひします。

議長

総務課長。

総務課長 選挙備品につきましてお答えを申し上げます。投票用紙計数機につきましては、古い時代に購入したものが老朽化しております、その分の計数機が69万1200円、それと、デジタルサイネージと申しまして電光掲示板で期日前投票の前のところにある、表示が、あれはいろいろ情報を電光掲示板で変えることができまして、各役場結構最近、整備をしております関係で、それを整備させていただいて、それが21万6千円、ゼロックスのプリンター、これは期日前投票の会場に置くプリンターを購入しております。それが8万9千円。その他5万円、合わせて104万7千円という内訳となっておりますので、ご理解くださいよろしくお願いいたします。

議長 ほかがございませんか。3番櫻井議員。

3番 櫻井議員 3番櫻井です。聞き逃したというか、よくわからなかったんですけど、17ページの役務費の筆耕翻訳料とありますよね。ちょっともう一度説明願えますかというのか。

議長 総務課長。

総務課長 筆耕翻訳料につきましては、選挙の啓発用看板であります。両支所と役場の前、それとふれあいセンター2か所、あわせて5か所に投票を呼びかける看板を設置しております。それに関する経費でございます。

議長 ほかがございますか。なければ、これで質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり、承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第4、報告第1号専決処分報告については報告のとおり承認することに決定しました。

日程第5、報告第2号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。総務課長。

総務課長 報告第2号専決処分報告についてご説明いたしますので、議案書の19ページをご覧ください。平成29年度平取町一般会計補正予算について、専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものであります。議案21ページをお開き願います。平成29年度平取町一般会計補正予算第6号は、次に定めるところによるものであります。平成29年度平取町一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正で

ありますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ608万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を63億5333万5千円にしようとするものであります。第2項で、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。歳入歳出事項別明細の歳出から説明いたしますので、25ページをご覧ください。町道の調査設計委託料並びに工事請負に関するものであります。7款2項1目道路維持費13節委託料306万8千円であります。これは、平成28年11月から、町道振内岩知志線の振内中学校近くの路面に異状が現れ、その後、舗装補修で対応してきましたが、本年10月になって段差約50センチ、長さ70メートルに渡って、大きな亀裂が発生する状況となったことから、道路の擁壁を新設するための調査設計委託料991万5千円、一方、規定予算の精査の結果、町道草刈業務委託料が129万9千円、路面性状調査委託料で554万8千円の減額を行うことにより、13節委託料、差し引きで306万8千円、15節工事請負費301万4千円は、当該町道が中学校の通学路及びトマト集出荷施設への搬送ルートに当たる産業用道路であり、住民生活に支障が出ることから、迂回道路の設置工事を緊急に実施する費用として計上したものであります。以上、1目道路維持費合計で、608万2千円を増額したものであります。歳出は以上です。次に、歳入について、24ページをご覧ください。19款1項1目1節繰越金、金額608万2千円で、財源を平成28年度繰越金に求めたものであります。この予算補正は、町民の生活に支障をきたす状況の発生に、緊急に対処する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、10月27日に町長による専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により、その後に開かれた直近の議会である本臨時会において、これを報告し、承認を求めようとするものであります。以上、報告第2号専決処分報告について、ご説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。11番千葉議員。

11番
千葉議員

11番千葉です。25ページに掲げてある、委託料含めて工事請負費の中身についてちょっとお伺いしたいこと2点ほどちょっとございます。分けて質疑をしたいと思います。まず1点目なんですけども、今回、予算、専決処分ということで、迂回路の設置工事、やっておる次第でありますけども、何か私もすぐ近くなもんですから時々ぞいてくるなかで、道路の本体の下がり方が結構こう、私たちが考えているより早く下がってきてるような状況で見受けられております。そんななかで日常、今後の監視体制やはり大変重要なというふうに思ってます、その部分では1日1日と言ってられない。特に今回みたく雪降ったり雨降ったりというその次の朝とかってというのは私も見てきてちょっと下がってるなっていうのが目認できますけれども、その辺の監視体制といいますか、点検の今後の状況についてどうなのかなということを伺いたいと思います。

それであくまでも迂回路といっても仮設工事でありますけども近くにやっぱり民家もあるし、当然のことながら、学校生徒の通学路ということで、迂回路できた後もですね、本当に安全を確保できるのかなという素朴な疑問もちょっとありますけどもその辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

現場の監視体制ということで、毎日担当者が現場に行って段差の落ち具合を測定している状況であります。ここ最近おっしゃるとおり進行している状況でありまして、1日あたり10センチ近く部分的には落ちているところもございます。それで今仮設道路、先週の金曜日とりあえず終わったんですけども、今その段差が大きくなったものですから、バリケードをちょっと頑丈な単管でやろうということで、その資材が明日、明後日入ってくるので、その辺の対策できた段階で、とりあえず通行止めは解除しようということなんですけども、今後経過観察はもちろんなんですけども、まだまだ落ちるような状況であれば、最悪の場合その迂回路も危険な状態になりますので、もしそうならないほうがいいんですけども、通行止めということもあり得るということで、今現在動いている状況なのでちょっとコンサル的にもちょっと困ってる部分もあるし、今後春先の融雪期、雪解けでまだまだ変動する可能性もありますので、経過観察を十分にして、状況によっては通行止めもあり得るということしかないと思います。それで本格的に復旧の関係なんですけれども、過日道庁のほうに出向きまして、30年度に工事をできるよう、いろいろ要望等してきましたので、1月の中旬に最終要望ということで、それに向けて作業を進めて要望していくというような状況でございます。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

捉えてる分は私も同じような状況でとらえてはいるんですけども、最悪の場合はこれ仮設の迂回路も、もしかしたら危険な状態になれば、通行止め、完全通行止めになるのかなっていう私もそういう感覚であります、実は。それであとはですね、問題は通行止めとなった場合は当然回る道は国道行ってですね、福澤進さんのほうの家のほうからずっと回ってくるようなかたちをとるしかないんですけども、もう一つやっぱり気になってるのはすぐ近くにやっぱり民家が1軒ありますよね。影響は全く今のところ見られないんですけども、状況によってはですね、やはり地下水のせいというのは大変怖いもんだという私認識ありますので、その辺の民家の住民の方ともですね、できれば、現場見てくるだけでなく、状況とか何か異変があった時の連絡とかですね、そういったことも含めて、今後はちゃんとした体制をとっていくのが必至かなというふうに思っていますのでよろしくお伺いしたいと思います。それで、もう1点の質問でござ

いますけども、まだまだ手探り状態の部分もあるのかなというふうに思ってますけども、今回のいわゆる地すべり、地下水の作用による道路の陥没地滑りということなんですけども、前にもちょっと指摘した河川との関係が大変私気になっております。以前委員会のなかでも町長の答弁ではできるだけ町のほうから持ち出しがないような方法でもすね、模索しながら、慎重に取り組んでいくという答弁いただいていますけども、できれば今回は結構緊急的なことでもあるし、結果としてこうなってるわけでございますから、そのことについては何もありませんけども、やはり補助事業としてです、過疎債あたりを充当していくような方法、これがもしメニューとしてあるのであれば、それがどういうふうになっていくのかなという、今の段階でのご答弁と、それと河川管理者の関係、前にもちょっとお話したんですけども、平成15年の台風のときの大水のときからがらっと流れが変わっちゃったんですね、河川そのものの流れが。それでやっぱり中学校側の今の道路側のほうに流れが来るようになって、やはりあの洗掘は私は全くゼロではない、否めないな、それによって例えば、河床が上がり、地下水の部分もちょっと変化をきたしてるのかなというふうに考えてますけども、今の段階で道河川との協議はどうなってるのかな。全くこれは道河川は関係ないよって言うてるのか、それともはたまた今後の話の展開によっては、費用負担も辞さない、いわゆる費用負担のほうも、我々町道の復旧であつても求めていくことができるのかどうなのか、その辺についてです、現段階でお答えできる範囲で結構ですので、お伺いしたいと思います。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

まず補助事業ということなんですけども、先ほど答弁したとおり、社会資本整備事業の中で道路整備、いろいろメニューがあるんですけども、その中でメニューのなかで対応可能ということで、要望してきた状況なんです。でありますので基本的には社会資本整備の中でやっていきたいということで、とりあえず災害ではちょっと該当しないということで、道路事業の中で整備していくということでございます。それと河川との因果関係なんですけども、今おっしゃるとおり、全くゼロではないというか、あると思うんです。今のコンサルの見解もそうでありまして、地下水のやつと本流との関係も考えられるんじゃないかということでございますのでそこを十分調査しながら対処していきたいと思っております。それと別件であそこ道管轄の河川になりますので、過日別件で苦小牧河川のほうと協議する機会がありまして、その辺のお話で、具体的にはなっていないんですけど、もし河川としてできることがあれば要望していくような感じでありまして、まるきり知らないという感触ではなかったということで、今後の調査結果を踏まえて、要望していくものはしていくというような段取りになるかと思っております。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

そうですね、まだまだ今後の話し合い、協議ということあると思いますけども、また最初に戻りますけども、とりあえずまずは安全第一でですね、何とか通学の生徒、あるいは車両の往来含めて、それとさっき言った民家が1軒、やっぱり近くに絡んでるといこと含めてですね、その安全第一のためにどのような方法がいいのかも含めてですね、連絡体制、再度、私のほうから密にとって、体制もきちっと強化してやってもらいたいという、これは要望でございますけども、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

議長

答弁はよろしいですか。ほか、ございますか。なければ、質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、報告第2号専決処分報告については報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6、議案第1号平成29年度平取町一般会計補正予算第7号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

平成29年度平取町一般会計補正予算第7号につきましてご説明申し上げますので、議案の1ページをご覧ください。平成29年度平取町一般会計補正予算第7号は、次に定めるところによるものであります。第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出それぞれ1295万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ63億6628万8千円にしようとするものであります。第2項におきまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正」によるものであります。それでは、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、議案書の6ページ上段をご覧ください。科目は、2款1項5目町有林造成費15節工事請負費400万円であります。これは、平成29年度予算編成の際には、事業量の確保の見通しが付いていなかったため、当初予算に計上していなかった冬季間の緊急雇用対策事業で、町民からの要望も強いことから検討を行ったところ、このほど事業の確保が可能となったため、本議会で予算補正を行なうこととしたものであります。岩知志、芽生、豊糠、旭地区、総面積28.59ヘクタールの町有林の枝打ち作業を実施するものであります。事業費は700万円で、規定予算の精査を行った結果、当初予定していた下刈事業247万円及び利用間伐事業53万円、あわせて、300万円の予算が減額となることから、15節内の差し引きで、400万円の増額を計上するものであ

ります。続いて、下段、2款1項9目企画費13節委託料、平取町地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託料で895万円3千円の追加であります。これは、地球温暖化対策の推進に関する法律により、地球温暖化対策計画に即して、全国全ての市町村に地方公共団体実行計画の策定が義務付けられたことにより、当該計画の策定費の全額に充当可能な補助金を申請したところ、このほど、その採択を受けたため、平成30年2月末までの計画策定期限にあわせて、早急に委託業務を発注する必要があることから、本議会で予算を補正するものであります。歳出は以上です。一方、歳入につきましては、4ページ上段をご覧ください。科目は、18款1項4目1節平取町地域雇用創出基金繰入金700万円で、歳出6ページ上段でご説明いたしました枝打ち作業を内容とする冬期間雇用対策事業を実施するため、町の地域雇用創出基金から充当するものであります。続いて下段、19款1項1目1節繰越金、金額は300万円の減額であります。これは、今回の補正予算の歳出の合計から、歳入である補助金、基金などの特定財源を差引きますと、歳出6ページ上段にある町有林造成費の下刈事業及び利用間伐事業の予算減額分、合計300万円が歳入においてマイナスとなることから、歳入の減額を行い、結果的に、この金額を平成28年度一般会計繰越金に戻すかたちにするものであります。次に、5ページ上段20款5項1目2節雑入895万3千円であります。これは歳出6ページ下段でご説明いたしました地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託料の事業費の100%全額が、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金として、一般財団法人環境イノベーション情報機構から交付されるものであります。以上、平成29年度平取町一般会計補正予算第7号につきまして、ご説明申し上げましたので、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。3番櫻井議員。

3番 櫻井議員 3番櫻井です。5ページと6ページの二酸化炭素排出抑制対策事業補助金と歳出の地球温暖化対策実行計画のことでありますが、この内容的にどういったものなのかもう一度ちょっと説明伺いたいんですが。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 はい。それでは私のほうからお答えしたいと思います。この、地球温暖化対策実行計画は、昨年5月に閣議決定されました地域温暖化対策計画におきまして、2013年度に比較して、26%のCO2の削減をするという中期目標が掲げられております。その中で地方公共団体が率先的に取り組むということで、地方公共団体は地球温暖化対策計画に即しまして、地方公共団体実行計画事業編というのを、策定することとなっております。これは全自治体に義務付けられておきまして、管内では、うちとなりの日高町がまだ策定をしてな

いという状況になっております。この事業につきましては、高いCO2の削減目標を掲げましてCO2の削減をしていくということで、この計画を策定することによりまして、今後省エネ設備等の導入、例えば公共施設、役場だとか公民館、学校等の照明だとか暖房を入れ替えることによって、CO2を削減するというようなこととなりますと、その事業に対しまして国のほうから補助金をいただけるというかたちにもなりますので、その辺のCO2の削減の計画を立てながら、町の施設改修も進めていきたいというようなこともありまして、今回この補正予算を提案させていただいているところでございますので、よろしくお願いたします。

議長

櫻井議員。

3番
櫻井議員

まず伺いたいというか、言いたいことは、何の委員会での説明もなく、今回こういうふうに出されたということに対しまして、ちょっと、乱暴な言い方なんでね、その辺をちょっと、まず反省といいますか、その辺を改めていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。それに加えてですね、この実行計画の内容、これ、何と言うのかな、コンサル、そういうところに頼むのに895万3千円がかかるっていう意味なんでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

はい、まず委員会等で説明していなかったということにつきましてはお詫び申し上げます。今後、このようなことがないようにしていきたいと思っております。この金額につきましては、現在の公共施設のCO2の排出量だとかというのを全部算定をしなきゃならないということもありまして、それらを全部使用料の現状調査だとかですね、今使ってる使用設備の、どういうものを使ってエネルギーを使ってるかという調査だとか、今後どのようなものにしていけばよいかというようなこと全てを診断というか、出しまして、それに基づいて今後、施設の改修だとか省エネ対策の方策を練っていくということで、このコンサルタントに委託する金額ということになっております。

議長

ほかございますか。9番高山議員。

9番
高山議員

今と同じ内容でございますけれども、基本的に確認しておきたいのは今回の策定支援業務については、来年の2月まででとりあえず終わりということの考え方でよろしいんですね。その後の運営だとかこのPDCAの流れについては、庁舎内の中につくって、そういったかたちのなかでですね、改善なり検討していきたいということになるかと思うんですけれども、これはあれですか、事業スキームの2にありますように、基本的には今回の計画づくりは1千万のなか

での100パー事業ですけれども、それに基づいて、今度は事業やっていく時には今課長言われましたように、庁舎等への設備導入については、下にある補助対象の中での間接補助でございますけれども、こういったものに対して補助が得られるという考え方でいいのかどうかということと、策定した後の庁舎内の体制もやはりきちっとつくっていくという、考え方で理解してよろしいのか、その辺もう1点だけ。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

はい、まず最初の策定したあとの管理体制ということにつきましては、これについては庁舎内である程度、執行管理というのをしていくということになっておりますので、うちの町以前ISOに取り組んでおりましたので、それに近いかたちというか、そういうようなかたちで取り組んでいくようなかたちになろうかなというふうに考えております。またその補助事業につきましては、この計画を策定しまして、その計画に即しまして実行する事業につきましては、この事業スキーム2補助対象ということで、これは一応平成32年度までですけれども、うちの場合はもし事業にのっとってやる場合は3分の2の補助を得られるというかたちになっております。

議長

高山議員。

9番
高山議員

これは今回環境省というか、イノベーション情報機構というかたちのなかで、3次の募集だと思うんですね。8月から9月15日までということなんですけれども、これ、もしですね、今年度っていうか来年の2月までにつくれば、例えば今、地域でLEDの街灯なんかもやっているものも、該当になるってしやれではないですけれども、それも該当する案件ということのとらえ方でよろしいんでしょうか。ということであれば、今年度事業は除いてですね、来年度事業少し厚目にして例えば、それぞれ自治会に出すだとかということも含めて考えていけるというような内容になるんですけれども、その辺の内容についてはどうなんでしょう。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

街灯だとかも町が設置しているものであれば該当にはなってくるかなというふうになるんですけれども、一応市町村の施設ということになっておりますので、例えば今、自治会等に出している街灯については、一応自治会の所有ということになりますので、それらについてはちょっと該当にならないかなというふうに考えております。

議長 井澤議員。

5 番
井澤議員 今、LED化のことがありましたけども、各町の施設のLED化ってのは、遅れてる面が、この議場もそうだと思いますが、ありますけれども、そういうこと以外にどんなことが具体的に、節約する意味以外に例えば太陽光パネルをやるとかそんなことも含めて、具体的でもう少しわかる範囲で教えていただければと思います。

議長 まちづくり課長。

まちづく
り課長 はい、それにつきましてはこれから計画をつくっていく上でどのような削減ができるかという、これから出てくるんですけども、例としましては今言いました電球のLED化だとかですね、今使ってる古いボイラー、効率が悪くなっておりますので、それを高効率の暖房の設備に改修したり、あるいは井澤議員言われたように再生エネルギーの導入だとかというのも、そういうところには入ってくるかなというふうに考えております。

議長 ほかございますか。高山議員。

9 番
高山議員 今回の3次の募集のですね、この補助金の事業のですね第3回の審査委員会の総評をちょっと読んでみますとですね、どっちかという、公共団体が抱えている問題というのは、ここでいうファシリティマネジメントの問題はっていうことでいろいろ書かれてますけれども、その中で、できればこれから計画策定はいいんですけども、PDCAを回していくサイクルの中には基本的には部署ごとに情報管理することではなくて、施設や設備等の基本的な情報は一元的に管理されて、部署を超えて共有されることが望ましいというのが第3回審査委員会の総評にありますので、ぜひ庁舎内にもそういったかたちのなかではですね、部署を超えてというようなことにももちろんなるとは思いますけれども、できればそういう係だとか、課の片手間ですることではないような気もするんですけども、その辺の庁舎内ですね、そういうマネジメントを行う部署をどのようにして考えてるかっていうことがもし具体的にあればちょっと聞かせていただければと思います。

議長 まちづくり課長。

まちづく
り課長 それにつきましては今庁舎内で検討しております、この補助金につきましては、とりあえずうちのまちづくり課で担当しておりますけども、今後この計画の執行管理の段階になると今高山議員言われたように、ある程度情報とかですね、データを一元管理していかなきゃならないということもありますので、

これについては今後、どこの課で担当していくかというのは庁舎内で検討していきながら、新年度に向けて検討したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

ほかございますか。なければ、これで質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第1号平成29年度平取町一般会計補正予算第7号については原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第2号平成29年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

はい、それでは議案第2号平成29年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。議案の7ページをお開きください。この補正予算第2号は次に定めるところによります。歳出予算の補正、補正後の歳出予算額は「第1表 歳出予算補正」のとおりですが、今回の補正につきましては歳出予算の振り替えとなりますので、予算総額の変更はございません。それでは歳出の予算額の補正について説明しますので、10ページをお開き願います。3款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費19節負担金、補助及び交付金から13節委託料へ支出予算額178万2千円を振り替えするものです。これは短期集中予防サービスとして、委託先の事業所において、要支援者や総合事業対象者に対し通所リハビリを行うための委託料の補正です。専門職によりますリハビリは、町民からの要望も多く、また国からも介護度の改善に向けて積極的な実施が求められていますが、このほど特別養護老人ホームかつら園、またこころのホームふれないの2か所から委託についての了承が得られましたことから、取り急ぎ12月から4か月間程度、想定する18名につきまして、通所での機能改善訓練を予定しているものです。その費用として、歳出の委託料への振り替えということになりますので、歳入についての補正はございません。以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。9番高山議員。

9番
高山議員

9番高山です。1点だけちょっと確認をしたいんですけれども、この補正予算の参考資料を見たなかでですね、経緯のところそれぞれ書いてあるんですけれども、介護度が改善することでその自治体に国から財政的な支援も検討されているというのはいいんですけれども、今回該当する老人ホームのかつら園と

こころのホームで18人ということなんでございますけれども、要支援の2の人が中心になるかと思うんですけれども、その2の人がですね、介護度が改善するというような、この時代のなかではリハビリやることによって若干あるのかもしれないですけれども、だんだん加齢によってですね、やっぱり介護度は落ちていくという流れなんですけれども、これ逆の場合ペナルティーも想定されるということで書いてあるんですけれども、これ何か具体的に何か出てきているものというのはあるんですか。ペナルティーのなかで。

議長

保健福祉課長。

保健福祉課長

今第7期の介護保険計画を策定しております、その中から国のほうから随時いろんな情報がまいります。今想定されているのがリハビリによる介護度の改善、機能の改善ですね、これについては国のほうは特に、どうしても全国的に介護保険料に関する費用というのがかなり増えてますので、その改善というのを各自治体のほうに要請されてきているような状況です。これははっきりしておりますけれども、可能性としてですね、これをやることによって、地方交付税等の財政措置がその分足される、逆にですね一部の情報によると、これはあくまでも今の想定ですのでね、その分やらなければ、国のほうでは、そういう交付税措置、態容補正とかですね、そういう補正の計数の中で、調整される可能性もあるという今そういう情報がこれははっきりしたものではありません。ただいろんな会議の中で、道などの担当者からも可能性がりますよってという話を聞いております。このような状況です。

議長

ほかございますか。なければ質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第2号平成29年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決しました。

本臨時会に付されました事件の審議状況を報告します。議案2件で原案可決2件、報告2件で承認2件。以上で全日程を終了いたしましたので、平成29年第9回平取町議会臨時会を閉会します。どうもご苦労さんでございました。

(閉会 午前10時20分)